

特別養護老人ホームへ申込みをされる方へ

～ 特別養護老人ホーム入所申込の手引き ～

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）とは…

常に介護が必要で、居宅では介護が受けられない方が食事、入浴、排泄など日常生活の介護や健康管理など生活支援を受ける施設です。

区内施設（従来型）

施設名	TEL / FAX	施設名	TEL / FAX
山吹の里	03-3981-5051 03-3981-5061	アトリエ村	03-5965-3400 03-5965-3403
風かおる里	03-5982-1021 03-5982-2105	菊かおる園	03-3576-2266 03-3576-2264
ゆたか苑	03-3959-2129 03-3959-2149	シオンとしま	03-3984-7477 03-3984-7478
池袋敬心苑	03-5958-1165 03-5958-1210		

※ 「従来型」は基本的に多床室の施設となります。（一部、個室のご用意がある施設もあります）

区内施設（ユニット型）

施設名	TEL / FAX	施設名	TEL / FAX
池袋ほんちょうの郷	03-3971-6541 03-3971-8254	千川の杜	03-5917-0370 03-3972-2510
東池袋桑の実園	03-5928-1360 03-5928-1361		

※ 「ユニット型」はすべて個室の施設となります。

区外協定施設

施設名	TEL	施設名	TEL
信愛の園	042-492-1551	神明園	042-579-2712
サルビア荘	042-794-0333	至誠キートスホーム	042-538-2323
ケアポート板橋	03-3969-3101	ケアホーム板橋	03-5964-5600

入所申込できる方

- (1) 介護保険の要介護度が「要介護3」「要介護4」「要介護5」と認定された方のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方。
- (2) 「要介護1」「要介護2」と認定された方のうち以下の特定の事由に該当する方。

(事由1) 認知症であり、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

(事由2) 知的障害、精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

(事由3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全、安心の確保が困難な状態である。

(事由4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

※ 上記（事由1～4）に当てはまる場合は、担当されているケアマネジャーに「豊島区特別養護老人ホーム入所申込書（別紙1）」と「豊島区特別養護老人ホーム特例入所申込書（別紙2）」を記入してもらい、あわせて提出してください。

※ 申込みに際しては担当されているケアマネジャー等にご相談ください。

※ 豊島区外の方もお申込み頂けますが、豊島区内に住民登録されている方が優先となります。

お申込み方法

- (1) 「豊島区特別養護老人ホーム入所申込書（別紙1）」（以下「申込書」）をご記入のうえ、ご本人、ご親族またはケアマネジャーがお申込みください。
- (2) 申込書の「要介護度」は「介護保険被保険者証」をご覧になりご記入ください。
- (3) 申込書の用紙は、特別養護老人ホーム、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）にございます。また豊島区ホームページでダウンロードも可能です。
- (4) 複数の施設にお申込み頂くことが可能ですが、施設ごとに申込書（コピー可）と「介護保険被保険者証」のコピーの提出が必要です。
- (5) 申込書には必ず「介護保険被保険者証」のコピーを添付のうえ、ご希望の各特別養護老人ホームに提出してください。

※ 申込書の提出方法は、お申込みされる各施設にお持ち頂くか、郵送またはFAXでお申込みください。

入所基準

(1) 申込書の記入内容から「豊島区特別養護老人ホーム優先入所基準（別紙3）」による評価を行います。

①身体状況、②介護者および住まいの状況、③認知症の症状の項目ごとに点数を付け、その合計点により判定します。

「Aランク」（優先度の特に高い方：12点以上）

「Bランク」（優先度の高い方：11点以下）

(2) 各特別養護老人ホームの「入所検討委員会」で入所の優先度を検討します。

「入所検討委員会」では、日常生活動作やご本人、ご家族の意思等を総合的に勘案します。入所順の公平性、透明性を図るため第三者も参加しております。

※ 「Aランク」と判定されても、問題行動、医療行為等で受け入れが困難な場合があります。

入所のご案内

(1) 最終的な入所決定は、各施設で部屋割りや性別等を勘案して決定します。

(2) 入所が近づきましたら特別養護老人ホームからご案内をしますが、この際に申込者の都合により保留をした場合は、その施設の入所申込については取り下げの扱いとなりますこと予めご了承ください。（入院等特別な事情がある場合を除く）

「豊島区特別養護老人ホーム入所申込書」について

(1) 入所申込には有効期間があり、「介護保険被保険者証」の「認定の有効期間」と同一となります。ただし入所申込者名簿からの削除については、入所申込有効期間の満了日から30日間は猶予されます。

引き続き入所のご希望がある場合は、新しい介護保険被保険者証がお手許に届き次第、改めてお申込みください。

(2) 申込後、ご本人、介護者、住宅の状況等に変化（連絡先や介護度等が変更になった等）があった場合はお申込みをされている各特別養護老人ホームにお知らせください。

【お問い合わせ先】 豊島区 高齢者福祉課 高齢者事業グループ 03-4566-2432